

## 第19回 不法行為：賠償されるべき損害

2015/12/18

松岡 久和

### 【賠償されるべき損害の範囲】（不法行為の競合という特殊な場合）

#### Case 19-01 サッカー選手Xの度重なる不幸

プロ選手のXは、たわいないできごとがきっかけとなって繁華街でY<sub>1</sub>と口論になり、Y<sub>1</sub>に殴られて頭に全治3か月の大けがを負った。Xは救急車でY<sub>2</sub>病院に運ばれ、直ちに手術を受け、命をとりとめた。しかし、2週間後、Y<sub>2</sub>病院で院内感染症にかかってしまい、退院予定がさらに3か月延びた。さらに不運が重なり、退院が間近となった時期に病院で放火騒ぎがあり、Xは、避難の際に非常階段で転倒して足を複雑骨折してしまった。最初の受傷と院内感染症だけであれば、今シーズンを棒に振っただけですんだはずであったが、足の骨折によってXは、日常生活にも支障が出る状態で症状が固定し、プロのサッカー選手を続けられなくなった。Y<sub>2</sub>病院は、火事の被害が大きく、倒産するに至った。XはY<sub>1</sub>に感染症や足の骨折についても責任を問えるか。

前回のレジュメの整理図を参照

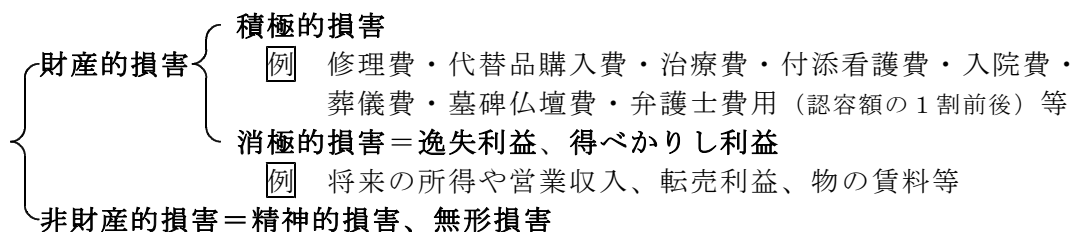
### 【損害の算定】（294-300頁）

#### 1 損害の捉え方と損害評価

Case 19-02 プロ・サッカー選手Xは、喧嘩でYに足を折られたため、サッカー選手を続けられそうになくなった。絶望の淵に立たされたXは、国内での治療に飽きたらず、渡米して高名なスポーツ専門医にも治療を受け、その渡航・滞在・治療に500万円を要したが効果がなかった。また、Xは、契約間近であったTVのCMの話が取りやめになったため、1000万円のギャラを失ったのみならず、近い将来、ヨーロッパのサッカーチームに移籍して、最低でも2億円の年俵を5年間は得られたはずだという。Yは、Xの請求どおり損害を賠償しなければならないか。

#### (1) 判例・通説：差額説と項目別・個別的積算方式（損害金銭説・具体的損害説）

- ・理念的図式としての差額説＝不法行為がなかった場合の仮定的財産状態－現実の状態
- ・具体的損害項目



- ・判例 相当因果関係の有無で判断

- P33（富喜丸事件－高騰した船体価格と傭船料は特別損害）、
- P332（不法在留外国人の逸失利益は日本での就労可能期間とその後の分に分けて算定）
- P334（仮執行による土地の担保利用の阻害と出店後の営業利益。予見可能性なし）
- P335（弁護士費用：事案の難易、請求額、認容額その他諸般の事情を考慮した相当な範囲内）
- P336（事故で重症を負った母の看護のため一人娘が留学先から帰国した旅費等は通常損害）
- P337（8歳児自転車2人乗交通事故死事件－「得べかりし利益」の「控えめな算出方法」）
- P338（専業主婦の逸失利益は女子雇用労働者の平均賃金による）
- P339（14歳死亡女子につき女子高卒者の平均賃金で算定し家事労働分の加算を否定）
- P340（62歳退職者死亡につき平均余命期間に受給できた退職年金で算定）
- P341（障害年金本人分につき同趣旨で肯定。子と妻の加給分は逸失利益性を否定）

- P342 (遺族厚生年金・共済遺族年金の逸失利益性を否定←生存中の生活安定目的)
- P346 (真明堂薬局事件：個人会社の代表取締役の負傷による会社の営業損失を例外的に肯定)
- P379・380 (事故後の別原因による死亡は逸失利益の就労可能期間や生活費に影響しない)
- P381 (被害者の癌での死亡後の要介護費用は逸失利益とならない)
- ・問題点：①フィクション性 (非稼働者の逸失利益でとくに顕著)、②立証困難、③損害填補理念と不公平な現実の固定 (外国人・女性)
- 判例** 最決平13・9・11交通民集34巻5号1171頁 (男女別平均賃金センサス利用の合憲性)
- 最決平14・5・31交通民集35巻3号607頁 (全労働者平均賃金センサス利用の適法性)
- ・積極損害－不可避性ないし必要性、消極損害－確実性とする説 (前田・四宮など)
- (2) **損害事実説** (人身損害の場合の死傷損害説や**労働(稼働)能力喪失説**)
  - ・実際の金銭的出捐や喪失の有無にこだわらない。金銭的評価を裁判官の裁量的認定に委ねる平井の見解には、批判も多い。
- (3) **定額賠償論** (西原)・**包括一律請求**
  - ・死傷自体が非財産的損害→「相場」による定額賠償
  - ・集団訴訟戦術としての慰謝料請求への一本化
  - 判例** P320 (大阪空港騒音公害事件：ただし引用部分からはこの問題は脱落)
- (4) **立証の困難への対処** (民訴248条：「損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難な場合の相当な損害額の認定)
  - 判例** 最判平20・6・10判時2042号6頁 (採石権取得前後に採石が続いたため無権原時代の採石量が区別できなかったとしても同条を適用して損害額を認定すべきである)

## 2 財産的損害賠償算定の基準時

- (1) 判例－相当因果関係説の応用
  - ・P33 (富喜丸事件：物損は不法行為時原則。その後の**中間最高価格**は特別損害)
  - P29 (土地二重売買の債務不履行。価格騰貴の事情を知り得たとして口頭弁論終結時を基準)
    - 人損については「時価」がないので口頭弁論終結時
- (2) 学説－多元説：相当因果関係によらず、多様な基準時を認める見解が有力

## 3 非財産的損害に対する慰謝料

- (1) 慰謝料の意義と機能
  - ・精神的・肉体的苦痛の慰撫
  - ・無形損害の賠償
  - ・賠償額の補完・調整
  - ・制裁的機能 (とりわけ故意不法行為に対する賠償額の加重)
- (2) 慰謝料認定の特質
  - ・証拠によらない裁判官の裁量認定
  - ・財産的損害と通算した請求総額の範囲内なら請求額以上の慰謝料認容も可能